

< 記入例 > 調査票C

学校におけるいじめの問題への取組状況

機 関 名	市教育委員会
-------	--------

平成6年12月9日の「緊急アピール」以降の管下の各学校での取組のうち、下記の1～6の事項ごとに、これまで効果があったと考えられる事例や、今後の取組として他の参考となると考えられる事例を抽出してできるだけ詳細に記入すること。(事例ごとに実施時期も記入すること。)

【各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会、各都道府県私立学校担当部局及び各国立大学において、調査票Dに基づいて管下の学校での取組状況について記入例を参考にしながら記入する。】

1 いじめの問題に関する指導体制の整備

(全校一致の協力体制、全教職員の共通理解、養護教諭の位置付け、校内研修等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

< 市立 学校 >

平成7年 月に、校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、PTA会長によって構成する「いじめ検討委員会」が中心となり「いじめ対策マニュアル」を作成し、全教職員に配布した。

平成7年 月には、各学年ごとに、当該学年ごとに関係する教員全員によって構成する「いじめ問題部会」を設け、具体的ないじめについての対応を行うこととした。また、「いじめ問題部会」で扱っているいじめ事案については、学年主任が、毎週、校長、教頭、生徒指導主事に対して報告を行い指導方法等についての指導・助言を受けている。

さらに、原則として第1及び第3の月曜日に全教職員による「いじめ問題対策全体会議」を開催し、具体的ないじめ事案についての情報交換、対策協議等を行うとともに、「いじめ対策マニュアル」の趣旨の徹底を図り、教職員全体の協力体制作りを図っている(年 月)。

< 市立 学校 >

担任、副担任の両者が必ず毎日の放課後いじめの有無等についてチェックし合うことを徹底している。その際、いじめの問題に関して、互いの日頃の生徒指導、学級経営等について批判的精神を持って問題点を指摘し合うよう努めている。また、その結果を毎週の学年会議で報告するとともに、毎月の職員会議においても各学級ごとのいじめの状況について報告し、全教職員の共通理解を深めている(年 月より)。

< 市立 学校 >

従来から生徒指導部に養護教諭を位置付けているが、 年 月からは、月に1回開催される生徒指導部の定例会議で保健室での指導内容等について報告させ、その情報を全教職員で共有できるようにしている。また、養護教諭は平成7年4月より保健主事に充てている。

さらに、保健日誌の様式を改めて、指導内容をより具体的に記入できるようにするとともに、毎日の校長、教頭への回覧を徹底している(年 月より)。

< 市立 学校 >

.....

2 いじめを起こさないための指導の工夫・改善

(いじめについては誰よりもいじめられる側が悪い、いじめは人間として絶対に許されないと
いう認識を持たせるための指導の充実、各教科・道徳・特別活動でのいじめについての
指導、生命や人権の大切さなどの教育、特にいじめの問題に着目して、新たに行うこと
としている(行った)教育内容・方法等の工夫・改善、自然体験活動の推進等についてで
できるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

< 市立 学校 >

いじめの問題の解決への取組を平成7年度重点事項の一つに掲げ、生徒指導部の年間計
画をはじめ学校全体の指導計画に位置付けている。また、5月を「いじめ撲滅月間」とし
て位置付け、全校を挙げて、各教科、道徳、学活等においていじめの問題について取り扱
うこととし、各週ごとの指導案レベルで全体的な調整を図った。この間「いじめは絶対に
許されない」という啓発用プリントを作成して全生徒に配布した。この資料では、いじめ
を受けたり、発見したら教師をはじめ信頼できる大人に必ず相談しようと強く呼びかけて
いる。

< 市立 学校 >

.....

3 いじめを起こさないための学校運営の工夫・改善

(校務運営の効率化や、いじめの問題に着目して学校運営上行っている様々な工夫についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

< 市立 学校 >

平成7年6月に深刻ないじめ事件が発生したが、当該クラスの副担任が新採の教員であり、担任とうまく連携を図ることが困難であったため、副担任を生徒指導部の他の教員と交代させた。

< 市立 学校 >

.....

4 いじめを発見した場合の児童生徒に対する指導の工夫・改善

(いじめを発見した場合のいじめている児童生徒、いじめられている児童生徒、その他の児童生徒に対する指導の工夫・改善についてできるだけ具体的に記入)

< 市立 学校 >

発見された事案については、いじめられている生徒を教職員全員でフォローするため、当該生徒専用の教師間の連絡ノートを作成し、このノートには、全ての教職員が気付いたことを細かいことでももらさず記入することとすることとした。これにより、教職員全員がいじめの情報を共有し、校長の指示の下、それぞれの担当教科やクラブ活動の時間、休み時間等に目を配る等の一致協力した取組ができるようになっている。

< 市立 学校 >

.....

< 市立 学校 >

.....

5 教育相談体制の整備

(教育相談体制の強化、相談しやすくするための工夫等についてできるだけ具体的に記入)

〔記入例〕

< 市立 学校 >

1学期に1度学級担任が行う定期の個別面談のほかに、学期ごとにいじめに関する特別の個別面談を行っている。第1学期は、 月 日から×日にかけて各クラスで一人各20分の面接を行い、その結果それまで発見されていなかったいじめが発見された。

< 市立 学校 >

.....

< 市立 学校 >

.....

6 家庭・地域及び関係機関との連携の充実

(家庭・地域及び関係機関との連携協力のための新たな会議の設置、各家庭への情報の提供、地域の団体等への働きかけ等についてできるだけ具体的に記入)

< 市立 学校 >

警察、民生委員、PTA関係者等と学校との情報交換の場として「いじめ対策連絡会議」を設置(平成7年4月)して、月に1度開催している。また、地区別PTA会議に校長、教頭、生徒指導主事が積極的に参加し、いじめの問題に関する家庭の役割の重要性、家庭や地域の協力の必要性等について話し合いを行った。その結果、家庭や地域社会全体のいじめに対する認識が深まり、PTAの中にも「いじめ対策部会」が設置された(月 日)。「いじめ対策部会」においては、独自に「いじめアンケート」を実施するとともに、放課後に週1度、曜日を特定せずに自主的な「いじめパトロール」を行っているほか、具体的ないじめが発生したときには、学校と連携を取りつつ加害生徒の保護者に対する相談や働きかけ等を行っている。

< 市立 学校 >

.....